

## 詳細条件審査型一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示

標記について、参加を希望する者は、下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

- 1 掲 示 日 平成 29 年 4 月 18 日（火）
- 2 掲示責任者 独立行政法人都市再生機構 宮城・福島震災復興支援本部  
本部長 佐分 英治
- 3 担当本部等 〒983-0852  
宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目 6 番 1 号(東武仙台第 1 ビル 7 階)  
独立行政法人都市再生機構 宮城・福島震災復興支援本部
- 4 工事概要
  - (1) 工 事 名 大熊町大川原地区一団地の復興再生拠点基盤整備工事
  - (2) 工事場所 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平ほか
  - (3) 工事内容 敷地造成工事、調節池工事、道路工事、下水道工事ほか（施工面積約 17.0ha）  
詳細は、別冊特記仕様書等のとおり
  - (4) 工 期 契約締結の翌日から平成 32 年 2 月 28 日まで(予定)  
(第 1 次指定工期：平成 30 年 3 月 31 日まで)
  - (5) 工事の実施形態
    - ① 本工事は、大熊町大川原地区における一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業に係る敷地造成、調節池、道路及び下水道等の工事である。本工事は、基本設計に対する詳細設計を実施し、施工を行う設計・施工一括発注方式の試行工事である（本工事に関する設計を委託することも可とする）。
    - ② 本工事は、申請時に「企業の技術力」について記述した競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（タイプ C）の工事である。
    - ③ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後 VE 方式の試行工事である。
    - ④ 本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
    - ⑤ 本工事は復旧・復興建設工事共同企業体(復興 JV)（甲一特定型）または単体業者を契約の相手方とする工事である。
    - ⑥ 本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- 5 競争参加資格

次の(1)から(14)に掲げる条件をすべて満たしている者又は(15)の構成基準により結成された復旧・復興建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、(16)に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより 4 に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における平成 29・30 年度の競争参加資格について、単体業者は「土木工事 A 等級」の認定を受けていること。共同企業体の構成員については、「土木工事 A 等級」と「土木工事 B 等級」の認定を受けている者の組み合わせとする。会社更生法（平

- 成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別途、競争参加資格の再審査により「土木工事 A 等級」もしくは「土木 B 等級) の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。  
(詳細は、機構 HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (7) 岩手震災復興支援本部及び宮城・福島震災復興支援本部及び発注の工事の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前 1 年以内の期間において 60 点未満のものがないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。
- ① 単独申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。
- イ 地理的条件  
次の a 又は b のいずれかに掲げる条件を満たすこと。
- a 福島県内に建設業法に基づく建設業の許可を受けて本店、支店又は営業所を設置していること。
- b 平成 14 年度から揭示日の前日までの期間に、福島県内において元請として受注し、完成後引渡しを済ませた土木工事の施工実績を有すること。
- ロ 同種工事の施工実績  
平成 14 年度から揭示日の前日までの期間に、元請として受注し、完成後引渡しを済ませた、同種工事\*の施工実績を有すること。
- ※ 同種工事とは、整地工、排水工及び道路工の全ての工種を含む土木工事をいう。  
ただし、各工種の施工実績は複数の工事の組合せによるものでもよい。
- ② 共同申込みの場合は、次のイ～ハに掲げる条件を満たすこと。
- イ 共同企業体の代表者は、福島県内に建設業法に基づく建設業の許可を受けて本社又は本店を設置している企業とする。
- ロ 共同企業体の構成員は、上記(9)①イ a 又はイ b に掲げる条件を満たすこと。
- ハ 共同企業体の全ての構成員は、上記(9)①ロの施工実績を有すること。
- (10) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任\*で配置できること。ただし、共同申込みの場合は、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置することを原則とするが、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は、兼任でもよい。
- なお、配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。その場合は、3 名を限度とする。
- ※ 対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相

互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 キロメートル程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者は対象としない）がこれらの工事を（原則として 2 件程度）を管理することができる事とする。

・「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平 26. 2. 3 国交省）

- ① 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
    - ・ 1 級建設機械施工技士の資格を有する者
    - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者
    - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
  - ② 専任及びその他の配置予定技術者にあつては、主任技術者、監理技術者、現場代理人又は担当技術者として、平成 14 年度から掲示日の前日までの期間に受注し、完成後引渡しを済ませた、整地工、排水工又は道路工のいずれかの工種を含む土木工事の施工実績を有する者であること。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
  - ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日に雇用関係があることをいう。
- (11) 次に掲げる基準を満たす技術者を、本工事の設計業務に配置できること。
- ① 本工事に関する設計を申請者自ら行う場合
    - 申請者は、次に掲げる基準を満たす管理技術者（設計の技術上の管理を行う者）及び照査技術者（設計の技術上の照査を行う者）を本工事の設計業務に配置できること。なお、管理技術者は、主任技術者、監理技術者、現場代理人又は専門技術者を兼ねることができる。
    - イ 技術士法による技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し技術士法による登録を行っている者若しくは R C C M の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者であること。
    - ロ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日に雇用関係があることをいう。
  - ② 本工事に関する設計を委託する場合
    - イ 設計に係る技術者の配置
      - ・ 申請者は、管理技術者（設計の進捗の管理を行う者）を当該業務に配置できること。
      - ・ 申請者より委託され本工事に関する設計を行う者として予定されている者（以下「予定設計受託者という」）は、設計主任技術者（設計の技術上の管理及び統括を行う者）及び照査技術者（実施設計図書の内容の技術上の照査を行う者）を当該業務に配置できること。
    - ロ 管理技術者（設計の進捗の管理を行う者）の資格要件
      - ・ 技術士法による技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し技術士法による登録を行っている者、R C C M の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者、若しくは、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
      - ・ 管理技術者は、当該工事の主任技術者、監理技術者、現場代理人又は専門技術者を

兼ねることができる。

- ・申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日に雇用関係があることをいう。
- ハ 予定設計受託者は次の a から f に掲げる基準を全て満たしている単体企業とする。
  - a 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号) 第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
  - b 当機構東日本地区における業種区分「土木設計」に係る平成 29・30 年度の競争参加資格の認定を受けていること。
  - c 次に掲げる基準を満たす設計主任技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者は兼ねることができない。
    - (ア) 技術士法による技術士(建設部門又は総合技術監理部門)の資格を有し技術士法による登録を行っている者若しくは R C C M の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者であること。
    - (イ) 予定設計受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日に雇用関係があることをいう。
  - d 4 (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
  - e 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
  - f 競争参加する複数の者から設計受託を予定していないこと。
- (12) 次に定めるいずれかの届け出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。
  - ①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出の義務
  - ②厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出の義務
  - ③雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出の義務
- (13) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上あること。
- (14) 総合評価に係る「企業の技術力」等が安全性、確実性、経済性の観点から適切であり、不備なく記載されていること。
- (15) 共同企業体の構成基準  
共同企業体の構成は、上記 5 (1) から (14) をすべて満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。
  - ① 共同企業体の構成員数は、2 者とする。
  - ② 各構成員の出資比率は 30%以上とする。
  - ③ 既に経常型の共同企業体の構成員である一の企業が、本工事の共同企業体の構成員となることは可とする。ただし、経常型共同企業体の本工事の共同企業体の構成員になることはできない。
  - ④ 同一の企業が、単体、経常型企业体又は本工事の共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。
- (16) 共同企業体としての資格の認定申請等
  - ① 認定申請  
本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記 7 の申請書及び資料の提出に先立ち、当機構指定様式による別紙 3 の J V 様式 1 ～ 3 「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。事前にシステム上の登録が必要なため、申請書及び資料の提出期限の日の約 1 週間前(平

成 29 年 5 月 8 日（月）17 時必着）までに当機構指定様式（JV 様式 1～3）を持参又は書留郵便による郵送にて 9 (1) まで提出すること。なお、提出方法及び提出日時について提出の前日までに 9 (1) に電話連絡をすること。）

なお、上記の提出期限までに「共同請負入札参加資格審査申請書」等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

② 認定資格の有効期限

認定の日から本工事が完成するまでとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び加算点は、入札説明書に添付の別紙 1 「評価項目及び配点」のとおりとする。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記(3)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(3) 総合評価の方法

評価値は、技術評価点と施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値とし、技術評価点の加算点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の加算点は、50 点とする。施工体制評価点の最高点は、30 点とする。

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格}$$

$$\text{価格評価点} = \text{標準点 (100 点)} + \text{加算点 (50 点)}$$

(4) 施工体制評価点

施工体制評価点は「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、下表により、入札価格に応じて加点する。

入札価格	施工体制評価点	配点基準
調査基準価格以上※ <sub>1</sub>	30 点	
調査基準価格※ <sub>1</sub> 未満～ 特別調査基準価格※ <sub>2</sub> 以上	30 点	追加資料による審査で不備等が無い場合。
	10 点	追加資料による審査の結果で、不備（軽微な記入誤り等）があるが、品質確保の体制が確認できる場合。
	0 点	追加資料に著しい不備がある場合。資料未提出の場合には施工体制評価点を 0 点且つ技術評価点を 10 点減点する。
特別調査基準価格※ <sub>2</sub> 未満	30 点	追加資料による重点的な審査で不備等が無い場合。

	10点	追加資料による重点的な審査の結果で、不備（軽微な記入誤り等）があるが、品質確保の体制が確認できる場合。
	0点	追加資料に著しい不備がある場合。資料未提出の場合には施工体制評価点を0点且つ技術評価点を10点減点する。

※1 調査基準価格とは、予定価格の算定金額における直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の80%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

※2 特別調査基準価格とは、予定価格の算定金額における直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

なお、入札価格が調査基準価格未満の場合は、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を確認するため、追加で資料提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点を決定する。

## 7 入札手続等

### (1) 設計図面及び特記仕様書等の交付期間、場所及び方法

設計図面及び特記仕様書等の交付を希望する場合は、まず、別添のFAX専用の交付申込書（末尾に添付）」を以下の期間に送信し申込むこと。

※ 設計図面等の交付方法は、設計図面・特記仕様書のPDFデータをCDに収録し無償交付。（ただし、宅配便着払いにて送付するので、送料は交付申込者の負担とする。）

FAX受領後、3営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、入札説明書等が申込者に到着するように発送する。

3営業日を過ぎても入札説明書等が到着しない場合は、宮城福島震災復興支援本部福島復興支援部基盤工事課に電話にて確認すること。

#### 【受付期間、申込先、送信先、問合せ先】

受付期間：平成29年4月18日（火）から平成29年5月15日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時（正午から午後1時までの間は除く）

申込先：独立行政法人都市再生機構 宮城・福島復興震災復興支援本部  
福島復興支援部 基盤工事課

送信先：FAX0246-24-0301

問合せ先：福島復興支援部 基盤工事課 電話0246-38-8192

### (2) 申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。（添付する書類は入札説明書の別添様式1のみでよい。）ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾\*を得て紙入札方式による場合は、あらかじめ平成29年5月8日（月）までに提出日時を連絡のうえ、申請書の提出期間内に持参又は提出期間内必着とする書留郵便による郵送とする。（添付する書類は様式1のみでよい。）電送によるものは受け付けない。

※紙入札方式による手続きについて

9(1)に電話連絡の上、「紙入札方式参加承諾願」（「電子入札運用基準」の様式1）（返信先FAX番号を記載すること。）及び「紙入札業者入力票」（「電子入札運用基準」の様式2）をFAX（022-291-8891）にて提出し、発

注者の承諾を得るものとする。

(電子入札運用基準：<http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html> 参照。)

また、代表者から年間委任を受けた者の IC カードにより電子入札システムを利用する場合、次の書類を提出することとする。

「年間委任状」(「電子入札運用基準」の様式 3) 及び受任者の IC カードの企業情報登録画面を印刷したもの(「利用者情報」)。

提出期間：平成 29 年 4 月 19 日(水)から平成 29 年 5 月 15 日(月)での土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までの間は除く。)

提出場所：9 (1)

(3) 資料の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書の原本、資料は、提出する日時を 3 営業日前までに 9 (2) に電話連絡のうえ、提出時は、内容を説明できる者が持参して下さい。郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出日には参考資料として本入札説明書を持参すること。

提出期間：平成 29 年 4 月 19 日(水)から平成 29 年 5 月 15 日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで(ただし、正午から午後 1 時の間は除く。)

提出場所：9 (2)

(4) ヒアリングの日時、場所

ヒアリングの開催日時については申請書及び資料提出後改めて、日程調整を行ったうえで、平成 29 年 5 月 22 日(月)頃に宮城・福島復興支援本部福島復興支援部にて行う。

なお、ヒアリングにあたっては、資料の内容及び根拠について説明できる者が参加すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札書の提出期限及び提出方法

提出期限：平成 29 年 6 月 16 日(金)午前 10 時 00 分から正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、入札書の提出期限までに 9 (1) に持参又は同日午前中必着での書留郵便による郵送とすること(電送によるものは受け付けない。)

② 開札の日時及び場所

開札日時：平成 29 年 6 月 19 日(月)午後 2 時

開札場所：〒983-0852

宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目 6 番 1 号(東武仙台第 1 ビル 6 階)

独立行政法人都市再生機構 宮城・福島震災復興支援本部 入札室

8 その他

(1) 契約書

「機構 HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→工事請負契約書」を参照。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 請負代金額の 10 分の 1 以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場

合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

(3) 支払条件

前金払 50%以内、中間前金払又は部分払（どちらか一方を選択）及び完成払。ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の5」を「10分の2」に、第5項中「10分の5」を「10分の2」に、「10分の7」を「10分の4」に、第6項中「10分の6」を「10分の3」に、「10分の7」を「10分の4」に読み替えるものとする。

(4) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(7) 詳細は入札説明書による

9 担当等

(1) 入札・契約及び平成29・30年度の一般競争参加資格の認定に関すること

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部 総務企画部経理課

電話 022-355-4563

(2) 公募全般及び設計内容に関すること

〒970-8026 福島県いわき市平字田町120 ラトブ8階

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部 福島復興支援部基盤工事課

電話 0246-38-8192

以上

独立行政法人都市再生機構 宮城・福島震災復興支援本部

## 設計図面等交付申込書

申込日：平成 年 月 日

工 事 件 名		大熊町大川原地区一団地の復興再生拠点基盤整備工事
申 込 者	会 社 名	
	住 所 (送 付 先)	〒 —
	担当部署名  担当者氏名 連絡先	電話番号 — — E mail
そ の 他	特定の配送日を指定する場合等は、こちらにご記入ください。	

※ 図面等を平日正午までにお申込みの場合は、3営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

【申込先】独立行政法人都市再生機構宮城福島震災復興支援本部福島復興支援部基盤工事課

【送信先】 F A X 0 2 4 6 - 2 4 - 0 3 0 1

【問合先】独立行政法人都市再生機構宮城福島震災復興支援本部福島復興支援部基盤工事課  
T E L 0 2 4 6 - 3 8 - 8 1 9 2